※法人格のない任意団体の会則や規約は、特にこれ、という決まった形式はありません。

どんな団体にしていきたいかメンバーの皆さんと話し合いながら、団体の状況に応じたオリジナルの規約を作ってください。

**記載例**

**○○○（団体名称）規則／会則／規約**

（名称）

第1条 この会は、○○○（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、横浜市○○に置く。

（目的）

第3条 本会は、○○○に関する活動（事業）を行うことにより、○○○することを目的とし、○年○月○日設立する。

（活動・事業の種類）

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

（1） ○○○

（2） ○○○

（3） その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第5条 本会の会員は、次の○種とする。

←かならずしもこの名称でなくてもOKです。分かりやすい名称にしましょう。

（1）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（2）賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

（3）○○会員は、・・・

（入会）

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

２ 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、○○（会長、代表等）に申し込むものとする。

（会費）

←「総会において別に定める」等の記載でもかまいません

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

（1）正会員 ○○○円

（2）賛助会員 ○○○円

（退会）

第8条 会員は、退会届を○○に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（2）会費を○年以上納入しないとき。

（役員）

第9条 本会に次の役員を置く。

（１）会長 １人

←役員の名称はこの例に限りません。代表・副代表とする団体もあります。

（２）副会長 ○人

（３）会計 ○人

（４）総務 ○人

（５）監事 ○人

（選任）

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

２ 監事は会長、副会長、会計及び総務を兼ねることはできない。

（職務）

第11 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３ 会計は、本会の会計を担当する。

４ 総務は、本会の事務のとりまとめを担当する。

５ 監事は、会の活動及び会計を監査する。

（解任）

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、○○の議決により、これを解任することができる。

（1）心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（任期）

第13条 役員の任期は、○○年とする。ただし、再任を妨げない。

２ 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

（総会）

第14条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に○回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

（1）会則の変更

←あくまで一例です。

（2）解散

（3）報告および決算

（4）計画および予算

（5）役員の選任又は解任

（6）その他会の運営に関する重要事項

←「会員の過半数」としても可

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（議事録）

第15条 総会の議事については、議事録を作成する。

（役員会）

第14条 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（事業報告書及び決算）

第16条 会長は、毎事業年度終了後○か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第17条 本会の事業年度は、○月○日に始まり、翌年○月○日までとする。

（委任）

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（変更）

第19条 この会則は、総会において、出席者の○分の○以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、○年○月○日から施行する。